

納税は振替で!

令和元年分
確定申告

納付の期限

(納期限)

振替日

(振替納税を
ご利用の場合)

申告所得税^{及び}
復興特別所得税

令和2年

4/16

(木)

令和2年

5/15

(金)

消費税^{及び}
地方消費税
(個人事業者)

令和2年

4/16

(木)

令和2年

5/19

(火)

申告期限・納期限・振替日の延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告期限・納期限・振替納税の振替日について延長しました。

※ 残高不足等で振替納税できなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合がありますので、事前に預貯金口座の残高をご確認ください。

また、転居等により所轄の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続きが必要になります。

詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

なお、「振替納税手続による納付」については、こちらからもアクセスできます。

